

## 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク移行地域自然環境調査助成金交付要綱

### (目的)

第1条 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの移行地域内における調査研究の促進を図るとともに、助成金交付申請者の公募を通じて、地域における自然環境保護の気運の醸成や自然環境に精通した人材の育成を図るため、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会（以下「推進協議会」という。）及び祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク学術委員会（以下「学術委員会」という。）において、予算の定めるところにより移行地域自然環境調査助成事業（以下「助成事業」という。）を実施し、この要綱の定めるところにより助成金を交付する。

### (助成の対象)

第2条 助成事業により助成する調査研究の対象は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの移行地域において学術委員会が生物多様性が高いと認める地域における調査研究とする。

#### 【対象分野の例】

植物類、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、貝類、菌類

#### 【対象調査地の例】

別紙のとおり

### (助成対象者)

第3条 助成事業により助成する対象者（以下「助成対象者」という。）は、前条で示す調査研究を実施する能力を有する者とする。

2 助成対象者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者のいずれにも該当しない者とする。

### (助成額)

第4条 助成金の額は、1件当たり30万円を上限とする。

### (助成金の用途)

第5条 助成金は、助成事業における調査研究目的を達成するために必要な経費（別表に掲げる例示のとおり。）に使用できる。

### (申請書の提出)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を学術委員会が指定する期日までに学術委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出するものとする。

- (1) 提案書兼助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 調査研究計画書（様式第2号）
- (3) 主な調査研究経歴（様式第3号）
- (4) 調査研究費の支出計画（様式第4号）
- (5) 誓約書（様式第5号）

### (交付決定等)

第7条 委員長は、提案書兼助成金交付申請書の提出があったときは、学術委員会において、その内容を審査の上交付の可否及び助成金の交付額を決定し、交付申請者に通知するとともに、その結果を推進協議会会長（以下「会長」という。）に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 助成金の交付を受けて調査研究を実施する者（以下「助成研究実施者」という。）は、次に掲げる調査研究計画の変更を行う場合は、あらかじめ調査研究計画変更承認申請書（様式第6号）を委員長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 調査研究内容の重要な事項（調査地、方法など）を変更する場合
- (2) 調査研究経費の総額が20パーセントを超えて増減する場合

(事業実績の報告)

第9条 助成研究実施者は、助成金の交付を受けた調査研究（以下「助成研究」という。）が完了したときは、当該助成研究が完了した日から30日以内に次に掲げる書類を添えて委員長に報告しなければならない。

- (1) 移行地域自然環境調査助成事業実績報告書（様式第7号）
- (2) 調査研究報告書（調査の目的、方法、結果及び考察を記載したもの。様式は任意。）
- (3) 出現種リスト（様式第8号）
- (4) 調査研究経費の決算書（様式第9号）

(助成金額の確定)

第10条 委員長は、助成研究が完了した旨の報告があったときは、その内容を審査のうえ、助成金の額を確定し、その旨を助成研究実施者及び会長に通知するものとする。

(助成金の請求及び支出)

第11条 助成金の支出は、助成金の額の確定後、助成研究実施者の請求により行うものとする。

- 2 助成金の請求は、会長に対して、助成金交付請求書（様式第10号）により、前条による助成金額の確定通知を添えて行うものとする。
- 3 会長は、助成研究の実施上特に必要があると認めた場合においては、第1項の規定にかかわらず、概算払により助成金を交付することができる。この場合の請求は、助成金概算払請求書（様式第11号）によるものとする。
- 4 会長は、交付すべき助成金の額を委員長が確定した場合において、既にその額を超える助成金を概算払により交付しているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命じるものとする。

(会計帳簿等の整理)

第12条 助成金の交付を受けた助成研究実施者は、助成金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消)

第13条 委員長は、助成研究実施者が次の各号いずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 助成研究中止届出書（様式第12号）の提出があったとき
  - (2) この要綱に違反したとき
  - (3) 調査研究の実施方法が不相当であると認められるとき
- 2 会長は、前項の規定により助成金の交付決定額の全部又は一部が取り消された場合において、既に助成金を交付しているときは、助成研究実施者に対し、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(研究成果)

第14条 当該研究で得られた研究成果は、推進協議会及び学術委員会が行う活動に活用することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

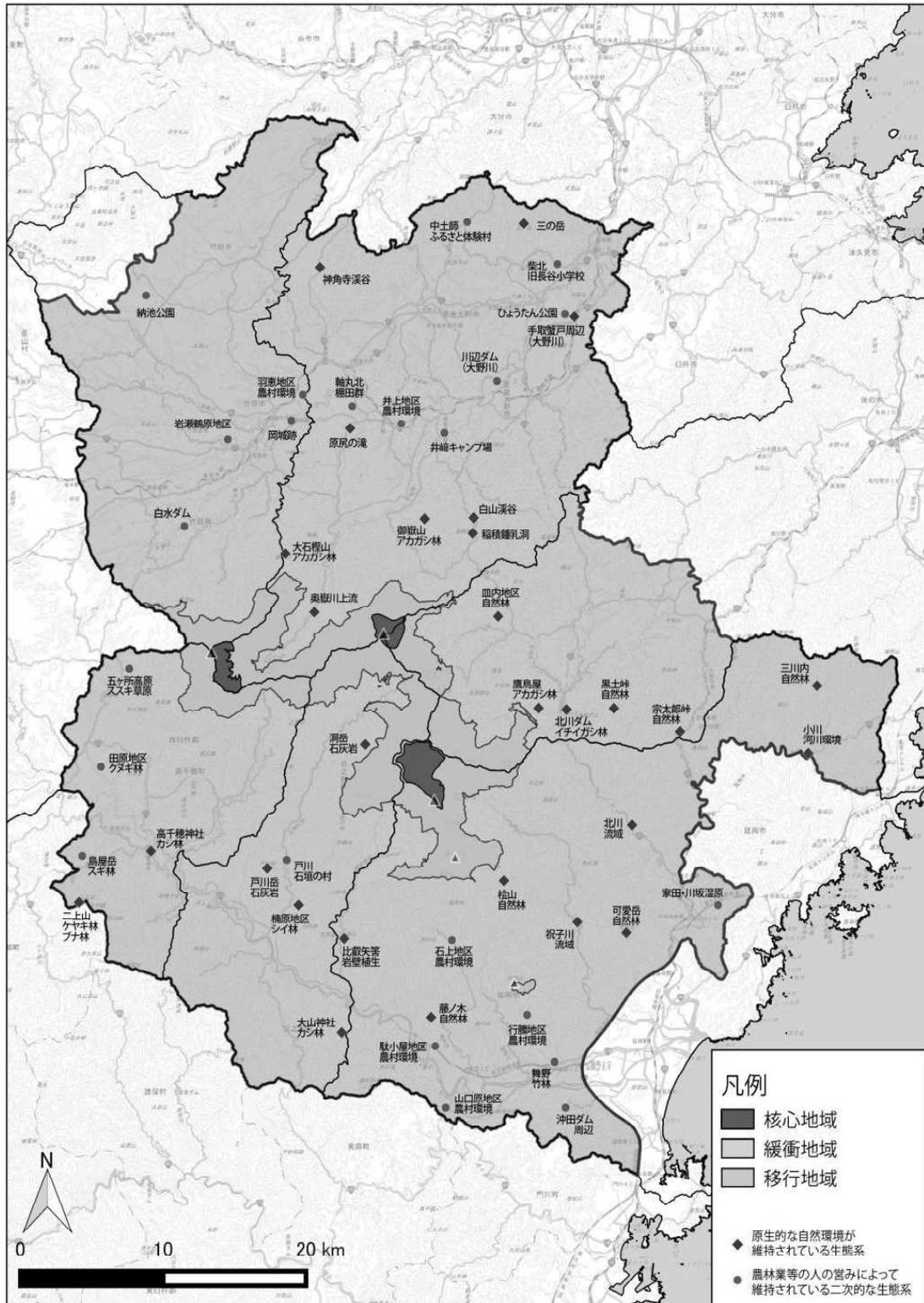
附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月20日から施行する。

対象調査地例（移行地域における生物多様性の高い地域の例）



都道府県・市町村地図は国土交通省「国土数値情報（行政区域データ）」（平成27年）をもとに、祖母嶺ユネスコエコパーク大分・宮崎推進協議会が加工した（<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）。背景地図は国土地理院 地理院タイル（淡色地図）を用いた（<http://www.gsi.go.jp/>）。

[別表]

調査研究目的を達成するために必要な経費

支出科目	内容の例示
旅費	調査研究を進める上で必要な交通費等 調査研究に関し助言を求める際の専門家等の旅費等
消耗品費	事業を進める上で必要最低限な文具や日用品に係る経費等 資料印刷費等
役務費	通信費や郵送、宅配便等の運搬用費用等
使用料	調査研究に必要な会議室の借上料等
日当	現地調査に必要なアルバイトへの日当等
謝金	調査研究に関し助言を求める際の専門家等への謝礼等
その他	データの打ち込み等を企業等に依頼する際の委託料等

※消耗品は単価が1万円未満のものをいいます。

※日当は、1人1日あたり2,200円を上限とします。

(様式第1号)

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク  
移行地域自然環境調査助成事業提案書  
兼 助成金交付申請書

令和 年 月 日

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク学術委員会  
委員長 岩本 俊孝 様

提案者 (代表者)

(住所)

(所属)

(電話)

(メールアドレス)

(氏名)

印

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク移行地域自然環境調査助成事業について、以下のとおり関係書類を添えて応募します。

調査・研究テーマ	
添付書類	<input type="checkbox"/> 調査研究計画書 (様式第2号) <input type="checkbox"/> 主な調査研究経歴 (様式第3号) <input type="checkbox"/> 調査研究経費の支出計画 (様式第4号) <input type="checkbox"/> 誓約書 (様式第5号)

また、本事業による調査結果については、以下のとおり取り扱うことに同意します。

- 本事業の調査結果については、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク学術委員会及び同委員会が認める機関において利用することに同意します。
- 動植物に関する個別の分布状況については原則として公開せず、公開が必要となった場合には、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク学術委員会の承諾を得ることに同意します。

(様式第2号)

## 調査研究計画書

氏名 (代表者)

### 1 調査研究テーマ

### 2 研究目的

※研究の背景とともに具体的に記述すること

### 3 調査研究内容

※調査地、方法、スケジュール等

(様式第 3 号)

## 主な調査研究経歴

氏名 (代表者)

※ 論文、学会発表、調査研究に関わった経験等を記載してください。

(様式第4号)

## 調査研究経費の支出計画

氏名(代表者) \_\_\_\_\_

支出科目	経費全体額(円)	助成金額(円)	内訳
旅費			
消耗品費 ※1			
役務費			
使用料			
日当			
謝金			
その他			
総額 ※2			

※1 消耗品は単価が1万円未満のものをいいます。

※2 調査研究助成金の上限は30万円とします。

※3 日当は、1人1日当たり2,200円を上限とします。

(様式第5号)

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

### 記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
  - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
  
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人では ありません。

令和 年 月 日

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク学術委員会 委員長 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕  
住 所

(ふりがな)

氏 名

印

(様式第6号)

令和 年 月 日

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク学術委員会  
委員長 様

氏名(代表者) 印

### 調査研究計画変更承認申請書

下記により、令和 年度祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク移行地域自然環境調査研究計画を変更したいので、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク移行地域自然環境調査助成金交付要綱第8条の規定により承認されたく申請します。

#### 記

1 助成金交付決定年月日及び交付決定通知番号  
令和 年 月 日付け

2 変更理由

3 調査研究計画の変更内容

変更前	変更後

(様式第7号)

令和 年 月 日

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク学術委員会  
委員長 様

氏名 (代表者)

印

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク移行地域自然環境調査助成事業実績報告書

令和 年 月 日付け で交付決定を受けた標記事業に係る助成研究について、研究が完了しましたので、その実施状況等について下記のとおり報告します。

記

調査研究テーマ	
調査研究期間	
調査研究者	
調査研究目的	
調査研究成果 (要旨)	

※調査活動を実施している様子の写真を添付してください。

(様式第8号)

祖母・傾・大崩エネスコエコパーク移行地域自然環境調査 出現種リスト

番号	分類群	調査(確認)日	年	月	日	種名(和名)	学名	国カテゴリー	県カテゴリー	個体数 (任意)	雄 (任意)	雌 (任意)	卵 (任意)	幼虫 (任意)	蛹 (任意)	確認方法	市町村	調査地	3次メッシュ(旧) (任意)	調査(記録)者	文献番号 (任意)	特記事項等 (任意)	写真 番号		
										記入できる項目のみ															
																(個体を確認した方法 目撃、目視、採取、写真撮影、標本、文献、自動撮影、鳴き)									
記入例	陸・淡水産貝類	2019年11月1日	2019	11	1	ゴマオカタニシ	Georissa japonica PILSBRY, 1900	NT	NT-g	1						写真	〇〇市	〇〇〇		〇〇	1	なし	なし		

文献整理表		
文献番号	文献情報	発行年
1	(記入例) 宮城県北部のオノツノクツヤムシ 永井彪 タテハモドキ	1970
2		
3		
4		

(様式第9号)

## 調査研究経費の決算書

氏名(代表者) \_\_\_\_\_

支出科目	決算額	決算額(全体)	内訳
旅費			
消耗品費			
役務費			
使用料			
日当			
謝金			
その他			
総額			

※1 消耗品は単価が1万円未満のものをいいます。

※2 調査研究助成金の上限は30万円とします。

※3 日当は、1人1日当たり2,200円を上限とします。

※4 支出内容が確認できる領収書又はレシートなどの写しを、調査実施日など支出した年月日ごとに整理し、別の用紙に添付して提出してください。





(様式第12号)

令和 年 月 日

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク学術委員会  
委員長 様

氏名 (代表者) 印

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク移行地域自然環境調査助成研究中止届出書

令和 年 月 日付け で交付決定された祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク移行地域自然環境調査について、助成研究を中止したいので届け出ます。

記

助成研究の中止又は廃止の理由

以上